

皐ヶ丘自治会規約

(皐ヶ丘自治会細則を含む)

令和6年4月1日改定

目 次

第1章 総 則

第1条（名称）	1
第2条（会員及び組織）	1
第3条（事務局）	1
第4条（目的）	1
第5条（活動）	1

第2章 会員の権利と義務

第6条（権利）	2
第7条（義務）	2

第3章 役員と任務

第8条（役員）	2
第9条（役員の選出）	2
第10条（役員の任期）	2
第11条（役員の任務・辞任・解任）	3
第11条の2（役員活動報酬）	3

第4章 役員会

第12条（執行委員会）	3
第13条（役員会）	3
第14条（臨時委員会の設置と構成）	4
第15条（臨時委員会の任務等）	4
第16条（役員以外への役員会召集）	4

第5章 総 会

第17条（総会の開催）	4
第18条（総会の構成、定足数及び議決）	4
第19条（総会の議決事項）	4
第20条（議長・副議長）	5

第6章 会 計

第21条（経費）	5
第22条（計上）	5
第23条（会費及び入会金）	5
第24条（臨時予算措置）	5
第25条（会計年度）	5

第7章 監 査

第26条（監査）	6
----------	---

第8章 入会と退会

第27条（入会）	6
第28条（退会）	6

第9章 慶 弔

第29条（適用範囲）	6
第30条（種類）	6
第31条（金額）	6

第10章 雑 則

第32条（役員の引継）	6
第33条（班の構成）	7
第34条（役員の免除）	7
第35条（桜ヶ丘ハイツ自治連合会構成員）	7
第36条（例外規定）	7
第37条（集会所）	7
第38条（防犯設備）	7

附 則

桜ヶ丘自治会細則

第1章 総 則

第1条（目的）	8
---------	---

第2章 会長、副会長の任務と役割

第2条（会長）	8
第3条（副会長）	8

第3章 部長及び委員の任務と役割

第4条（会計）	9
第5条（総務）	9
第6条（広報）	10
第7条（環境）	11
第8条（文化）	11
第9条（体育）	11
第10条（防犯）	12
第11条（防災）	12
第12条（高齢福祉）	13

第4章 班長の任務と役割

第13条（班長）	13
----------	----

第5章 改定

第14条	14
------	----

附 則

皐ヶ丘自治会規約

昭和57年4月11日制定	昭和59年4月1日改定	昭和61年4月6日改定
昭和62年4月5日改定	昭和63年4月3日改定	平成7年4月2日改定
平成12年4月2日改定	平成13年4月1日改定	平成14年4月1日改定
平成15年4月6日改定	平成17年4月2日改定	平成18年4月2日改定
平成20年4月6日改定	平成21年4月5日改定	平成22年4月4日改定
平成23年3月27日改定	平成25年3月31日改定	平成26年3月30日改定
平成27年3月29日改定	平成28年3月27日改定	平成31年3月24日改定
令和6年4月1日改定		

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は、「皐ヶ丘自治会」（以下「本会」という）と称する。

第2条（会員及び組織）

本会は、皐ヶ丘居住者のうち自治会入会者をもって組織し、一戸1会員とする。

第3条（事務局）

本会の事務局を皐ヶ丘3丁目142番地に置く。

第4条（目的）

本会は、下記の各号を目的とする。

- （1）皐ヶ丘のすぐれた自然環境の自覚と意識のもとに、住みよいまちづくりを行う。
- （2）次代を担う子供達にとって、豊かな個性を育み、大らかに逞しく伸び伸びと育ち行く「ふるさとづくり」を行い、全ての世代が手を携えて、心やさしくいたわりと感謝の気持ちに溢れるまちづくりを行う。
- （3）会員一人一人の意識を尊重し、コミュニケーションをはかり、相互理解と信頼に基く自治の伝統を築き、働く人達にとって住むことの喜びと楽しみを分かちあえる活力あるまちづくりを行う。

第5条（活動）

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- （1）住環境としての機能及び安全性の維持向上に関する事。
- （2）街の景観の維持向上のための緑化・美化に関する事。
- （3）文化、スポーツ活動の振興及び教育面での援助に関する事。
- （4）会員相互の親睦と、コミュニケーションをはかるための諸行事の実施。
- （5）高齢福祉を増進すること。
- （6）発生する諸問題に迅速かつ的確に、長期的展望と視野に立って対処するための情報収集と伝達に関する事。
- （7）外部団体、組織及び県・市などの関連行政機関との連絡調整を行うこと。
- （8）その他本会の運営を円滑かつ効果的に行うために、調整、活動を行う。

第2章 会員の権利と義務

第6条（権利）

会員は、本会の活動の成果を公平に享受することが出来る。

第7条（義務）

会員は、本規約を尊重し、本規約の規定に従わなければならない。

第3章 役員と任務

第8条（役員）

本会は、その目的達成のために次の役員を置く。

会 長……………1名

副会長……………2名以上

部 長……………各部毎に1名、委員の中から選出

副部長……………各部毎に1名、委員の中から選出

委 員……………各部を構成するのに必要な人数

班 長……………各班毎に1名

2. 会長、副会長、部長を「自治会執行部」とする。

3. 班長を除いた役員を「執行委員」とする。

4. 顧問制度

（1）新年度の運営を円滑にするために顧問を置く事ができる。任期は、夏祭り終了までとし、前年度の執行委員より選出する。但し、自治会執行部の要請があれば、当年度終了まで延長することが出来る。顧問は定例役員会に出席できるものとする。

（2）第35条の自治会定期総会で委嘱された桜ヶ丘ハイツ自治連合会構成員で、会長・副会長に選任された場合は、顧問として自治会の執行委員会へ出席できるものとする。

第9条（役員の選出）

役員候補は、居住1年以上の会員から選出する。役員候補は、本会の運営の公平性を維持するために輪番制を原則とし、各班毎に班長1名と、班長以外の役員を各班毎に1名選出する。

2. 当年度8月末時点で20戸未満の班は、隔年ごとに班長以外の役員を1名選出する。

3. 第8条の役員は、役員候補者の互選により決定され、総会にはかる。

第10条（役員の任期）

第8条1項役員の任期は原則、1年間とする。在任期間は定期総会で承認を得た時より、次年度の定期総会迄とする。

2. 任期途中において、会長、副会長・部長の欠員が生じた時は、執行委員会において当年度委員の中から選出し、欠員の補充を行う。

3. 任期途中において、班長の欠員が生じた時は、執行委員会において翌年度の班長候補者より選出し、欠員の補充を行う。

4. 欠員の補充を行ったとき、後任者の任期は前任者の残存任期とする。

第11条（役員の任務・辞任・解任）

役員の任務は次の通りとする。また、原則として細則に定める役割記述に従うものとする。

会 長……本会を代表し会務を総括する。

副会長……会長を補佐し、必要に応じてその任務を代行するほか、うち1名は高齢福祉を代行する。

部 長……各部のリーダーとして、担当業務を総括し執行委員会の運営に協力する。

委 員……各部に属し、部長のもとで各部の運営に協力する。

班 長……班を代表し、会員本意の自治会活動を行うために、班内のコミュニケーションをよくし本会の活動に協力する。

2. 役員で、やむを得ない事情があるときは、執行委員会の承認を得て、辞任する事が出来る。
3. 役員で、その任務に違背する行為があり、又は、相当期間任務を懈怠した時に、予め定期総会の解任決議を得る事が出来ないため、役員会の議決をもって解任することが出来る。その場合は、解任理由を定期総会に報告し事後承認を得るものとする。

第11条の2（役員活動報酬）

皐ヶ丘自治会役員報酬規程に基づき、役員に活動報酬を支給するものとする。

第4章 役員会

第12条（執行委員会）

第5条の活動を行うために、自治会執行部からなる執行委員会を置く。

2. 執行委員会のもとに、次の各号の部をおく。
 - (1) 総務部
 - (2) 会計部
 - (3) 広報部
 - (4) 環境部
 - (5) 文化部
 - (6) 体育部
 - (7) 防犯部
 - (8) 防災部
 - (9) 高齢福祉部
3. 執行委員会は、月1度の定例執行委員会の他に自治会執行部からの要請に基づいて会長が招集し開催する。
4. 自治会執行部の3分の2以上の出席をもって成立する。
5. 議決には、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。
6. 執行委員会における決議事項は、役員会に報告するものとする。
7. 議題・決議事項は、記録して保存しなければならない。

第13条（役員会）

第8条の役員（副部長・委員を除く）からなる役員会を置く。

2. 役員会の開催は、月1度の定例役員会の他に2名以上の執行委員の要請に基づいて、会長が召集し開催する。
3. 役員（副部長・委員を除く）の3分の2以上の出席をもって成立する。

4. 議決には、出席者の過半数以上の同意を必要とする。
5. 議題・決議事項は、記録して保存しなければならない。

第14条（臨時委員会の設置と構成）

執行委員会は、協議・検討事項のうち特に必要があると認めるときは、当該事項に関する臨時委員会を設置することが出来る。

2. 臨時委員会は、以下の各号の者をもって構成する。
 - （1）役員会の中から会長が指名する者。
 - （2）学識経験者等の専門分野に携わる者の中から会長が指名する者。
 - （3）自治会員の中から会長が指名する者。
3. 臨時委員会は、臨時委員会の当該検討事項が解決した時、又は、事務処理が終了したと執行委員会が判断したとき解散する。

第15条（臨時委員会の任務等）

臨時委員会は、必要な協議・検討事項について調査・研究し、その他関係機関等と協議するなどして、その状況を執行委員会に報告すると共に、決定を必要とする事項については執行委員会へ諮る。

第16条（役員以外への役員会召集）

役員会は必要に応じて、執行委員会で承認を得た後、諸団体の代表者に対し役員会への出席を求めることができる。

第5章 総 会

第17条（総会の開催）

定期総会は原則として、年1回年度末に開催する。

2. 会長は、執行委員の3分の2以上、又は、全自治会員の3分の1以上の要求があった場合は臨時総会を召集しなければならない。

第18条（総会の構成、定足数及び議決）

総会は、会員の過半数以上の出席により成立する。なお、委任状をもって出席に代えることができる。

2. 議決は、出席会員の過半数の同意をもって決定する。

第19条（総会の決議事項）

次の事項は定期総会に図り承認を得る。

- （1）前年度活動報告
- （2）前年度決算報告
- （3）前年度会計監査報告
- （4）自治会規約又は同細則の改正案
- （5）桜ヶ丘ハイツ自治連合会規約改正案
- （6）自治会財産目録
- （7）新年度役員選任案
- （8）新年度活動計画案
- （9）新年度予算案
- （10）新年度会計監査選任

(11) 新年度桜ヶ丘ハイツ自治連合会役員委嘱

(12) その他の重要事項

第20条（議長・副議長）

議長及び副議長は、出席した会員の中から選任する。

2. 議長は総会の議事運営を統括する。
3. 副議長は、議長を補佐し議長が欠けたとき又は支障があるときは、議長の職務を代行する。
4. 議事は、議事録として記録し、保管しなければならない。

第6章 会 計

第21条（経費）

本会の運営経費は、自治会費、入会金、可児市自治会活動報償費、その他の報奨金、補助金、集会所使用料、寄付金、預貯金利息、第24条の臨時会費、その他の収入をもってこれに充てる。

第22条（計上）

会計年度における一切の収入及び支出は、すべて会計帳簿（銀行通帳、現金出納帳、勘定元帳等）に計上しなければならない。

第23条（会費及び入会金）

本会の運営のため、会員は次の会費及び入会金を納める。

会 費 1ヶ月 600円（1会員当り）

入会金 6,000円

2. 会費の納入時期は、原則として新年度の春とし、1年単位で納入する。
3. 本会の新規加入者に対しては、所定の入会届とともに入会金と会費を班長が徴収し納入する。
4. 新規入会者は、入会が月の15日までのときは入会月から会費を納入する。
5. 既納の会費及び入会金は返金しない。また、再入会については入会金を徴収しない。

第24条（臨時予算措置）

不測の事態により支出超過が発生し、自治会運営に支障が生じた時は、執行委員会の決議により、当年度予算の積立引当金を充当することが出来る。その場合は、その理由を明確にし、次年度の定期総会に報告して、事後承認を得るものとする。

2. 前項の措置で不足の場合は、臨時総会を開催し、自治会積立金の取り崩し議案を上程し、承認を得なければならない。
3. 支出超過により会の運営に支障が生じたときは、臨時総会を開催し、その議決により臨時会費を徴収する事が出来る。

第25条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 会計報告は、年1回年度終了後、定期総会にて行う。
3. 定期総会で承認された前年度決算報告書の内、3月分決算については、見込み決算のため、その未確定部分を新年度の4月前半に新旧の会計責任者が協議し、確定後速やかに会報等で修正報告をしなければならない。

第7章 監 査

第26条（監査）

本会に監査2名を置く。任期は定期総会で承認を得たときより、次年度の定期総会迄とする。

2. 会計監査は、前年度会計部長とその他1名が担当するものとし、当年度の役員であってはならない。
3. 監査報告は、本会の会計監査を行い会計年度終了後、定例総会にて行う。

第8章 入会と退会

第27条（入会）

会員の資格は入居をもって生じ、速やかに入会手続きをとるものとする。

但し、再入会については、退会時の理由が転居等正当である場合を除き、執行委員会の決定を要するものとする。

第28条（退会）

居住を停止したときをもって退会とみなし、事前に班長に届け出するものとする。

又、本規約第7条（会員の義務）に違反し、執行委員からの注意・督促によっても、なお、義務違反が継続する場合は、執行委員会の決定および当該自治会員への通知により退会させることが出来る。尚、自治会員を退会させた場合は、次回の総会に報告し事後承認を得るものとする。

第9章 慶 弔

第29条（適用範囲）

皐ヶ丘自治会員について適用する。

第30条（種類）

皐ヶ丘の住人となる新生児の誕生に出産祝い金

2. 自治会員の死亡に弔慰金

第31条（金額）

出産祝い金は30,000円とする。

2. 世帯主の死亡は10,000円とする。
同居家族の死亡は5,000円とする。

第10章 雑 則

第32条（役員の引継）

役員は、年度末の活動報告書及び決算報告書をもって、新年度役員に事務引継ぎを行い次の定期総会を開催する。

2. 新年度の役員候補者のうち自治会執行部は、当年度役員と共に当年度の活動実績などを参考に新年度の予算案、活動計画案、その他の重要議案を作成し、定期総会に備える。

第33条（班の構成）

班の構成単位は、15戸～30戸を以て1班とする。但し、会員の退会により15戸未満となるか、又は15戸以上であっても75才以上の高齢者が増加するなどして班を維持しがたい状況となった時は、隣接の班との協議の上、編入統合することができる。その場合、執行委員会に対し協議の要領を記載した書面で申請し、その承認を得るものとする。

2. 30戸を越えた班は、随時執行委員会の承認を得て、2班に分割することができる。承認手続きは1項を準用する。
3. 年度途中に新設・選出される班の班長は、次年度役員候補者より選出し役員会の承認を受ける。承認手続きは1項を準用する。
4. 年度途中で選出された班長の役員任期は、当年度末までとしその任期は次年度に繰り越さない。

第34条（役員の免除）

次年度役員候補者の選出にあたり、次の各号に該当する会員は、当年度の執行委員会で役員候補を免除することができる。その場合、班長を通じ書面で当年度の執行委員会に申請するものとする。

- （1）世帯主及び同居家族全員が満75歳以上の会員でいずれも健康状態が優れないなど、その任に耐えられないと認められる場合。
- （2）その他家族介護を要するなど正当な理由があると認められる場合。

第35条（桜ヶ丘ハイツ自治連合会構成員）

桜ヶ丘ハイツ自治連合会の構成員を、自治会が委嘱する自治会員3名（やむを得ない場合は、2名以下）、および当該年度の自治会会長および副会長から各1名選出し、桜ヶ丘ハイツ自治連合会規約の定める処に基づきその任務を遂行する。

＊桜ヶ丘ハイツ自治連合会規約による。

第36条（例外規定）

本規約の規定にあてはまらない事項については、その都度執行委員会において審議・決定し対処するものとする。

第37条（集会所）

皐ヶ丘集会所使用規則を別に定める。

第38条（防犯設備）

皐ヶ丘自治会防犯管理規則を別に定める。

附 則

この改正規約のうち、第4条、第5条、第11条、第19条、第20条、第23条、第31条、第33条及び第34条は、平成31年4月1日より施行し、第12条は、2020年4月1日より施行し、第20条、第23条、第31条、第38条は、令和6年4月1日より施行する。

皐ヶ丘自治会細則

昭和61年4月 5日制定	昭和62年4月 5日改定	昭和63年4月 3日改定
平成 7年4月 2日改定	平成14年4月 1日改定	平成17年4月 2日改定
平成20年4月 6日改定	平成22年4月 4日改定	平成25年3月31日改定
平成26年3月30日改定	平成28年3月27日改定	平成31年3月24日改定
令和 6年4月 1日改定		

第1章 総 則

第1条（目的）

この細則は、皐ヶ丘自治会規約（以下「規約」という）第11条第1項の基本的かつ細かな原則を記述し、任務の指針を示すことにより、円滑かつ効果的な自治会運営を行うことを通じて、規約の趣旨の実現をはかろうとするものである。

第2章 会長、副会長の任務と役割

第2条（会長）

会長の役割は次の各号とする。

- （1）運営の責任
規約の規定に沿った運営が行われることに全責任を負う。
- （2）資金、資産の運用責任
本会の資金及び資産が規約の趣旨に従って、適切かつ効果的に運用されることに全責任を負う。
- （3）役員任務の指導と管理監督
役員任務と役割が、バランスよく無理なく効果的に遂行されているかについて指導と管理監督を行うこと。
- （4）意見情報の収集と討議
広く意見と情報を集め、本会の機構を十分に働かせ、適時適切なる結論を下し将来への展望を開くこと。
- （5）コミュニケーション
会員相互のみならず、次なる外部諸団体とのコミュニケーションをよくして本会を取り巻く環境の維持改善を行うこと。
可児市当局・その他行政機関・自治連絡協議会・桜ヶ丘ハイツ自治連合会
桜ヶ丘ハイツ地区社会福祉協議会・会内各種団体

第3条（副会長）

副会長の役割は次の各号とする。

- （1）会長任務と役割の把握
規約第11条第1項に規定する副会長の任務遂行のために、会長の任務と役割をよく理解把握し、状況に対する適応性を維持すること。
- （2）運営状況の把握

本会の運営状況をよく把握し、積極的に会長補佐を行い、会長にかかる負担の軽減に協力するとともに、会長とのコミュニケーションをよくすることにより、不可抗力によって独断専行に陥る危険事態の回避に協力する。

(3) 運営の役割分担

本会の円滑な運営のために次の役割分担を行う。

- ・ 執行委員会、役員会等の会議の議事進行
- ・ 桜ヶ丘ハイツ内の他の自治会との渉外うち 1 名は、高齢福祉にかかる各種団体と連絡調整施策推進
- ・ 役員間のコミュニケーション

第3章 部長及び部員の任務と役割

第4条（会計）

執行委員会の会計部を担当し、主として規約第4条及び第6章に基づき、適正な会計管理を行うために次の役割を担う。

(1) 出納と予算消化状況の把握

収支を適宜正確に記録し、証憑書類の保管管理を行い、また、月度或は行事終了の節目毎に決算状況を把握し、予算消化状況の照会に対応できるようにする。

(2) 支払いの管理

会長からの指示に基づき支払いを行う。また、自動支払いについては、定期的に記録管理する。

(3) 自治会費の徴収

前期、後期の始めに班長に徴収の指示を行う。また、徴収の状況を確認し管理する。

(4) 料金の回収と受納

自治会事務所窓口で取り扱った各種使用料等の小口現金の出納を掌握する。

(5) 名義管理

預金通帳・ガス・電気・水道等の名義の申込、更新、変更を行い管理する。

(6) 会計報告

年度末には会計記録を監査に提出し監査を受けるとともに、会計報告書をまとめ執行委員会に提出する。

(7) 予算案の作成

来期の予算案にあたっては、これに協力する。

第5条（総務）

執行委員会の総務部を担当し、本会の運営の基盤を効率的な事務管理を通じて支え、堅実な運営の実現のために次の役割を担う。

(1) 事務効率の推進

本会の運営をやりやすくするために、書記・帳票類（議事録・役員連絡・入会届等）の作成、事務の流れの検討などを通じて事務手続きの改善を行う。

(2) 資産の管理

資産台帳を作成し、資産の運用状況を記録し有効利用を促進する。

(3) 活動記録の保管管理

各部に活動記録の作成を指示し、資料・書類の保管管理を行い、よき伝統の基盤づくりを行う。

- (4) 会員動向の管理
会計から回付される入会届をもとに、班長とともに会員名簿を作成し活動の基盤づくりを行う。
- (5) 執行委員会、役員会等の会議の議事進行の推進と議事録の保管管理。
 - ・議題の作成、召集の案内の作成に協力する。
 - ・会場の設営、準備と終了後の整理整頓。
 - ・出席者数の把握と議事進行の推進。
 - ・議事録の作成と保管管理。
- (6) 集会所の管理
皐ヶ丘集会所使用規則に従って適正な管理運営にあたる。
- (7) 都市計画の推進
皐ヶ丘の都市計画は委員会各部会の活動と関連しあっているため、とりまとめ推進を行う。
- (8) 自治会事務員の監督責任、事務員の採用、給与、勤怠など管理を行う。

第6条（広報）

執行委員会の広報部を担当し、情報活動を通じて本会の運営に貢献する。

- (1) 本会の活動・実態の会員への伝達
公式情報（役員会の決定等）
行事の案内と実施報告。
- (2) 会員相互・情報伝達の場の提供
文化・スポーツ等の各種サークル活動。
子供会・青少年育成推進協議会・皐クラブ等の活動。
- (3) 会員の利害に関する種々の情報を的確迅速に伝達する。
- (4) 実務について
 - ① 皐ヶ丘自治会報『会報 皐ヶ丘』の定期刊行（月刊）
 - ② 皐ヶ丘自治会報『会報 皐ヶ丘』の臨時刊行
緊急課題、次号定期刊行を待てない事項等
 - ③ 配布と回覧の選択
 - ・配布物等の各戸配布、回覧等については、役員会にはかり決定する。
 - ④ 記事の製作
 - ・会長他の役員、各部会、委員会にはかる等の協議のうえ内容を決める。
身近なものであるか、有効なものであるかを判断する。
 - ・会員からの取材
自治会報が会員一人一人のものであることの実践として、各種サークル、団体、個々の会員から取材する。
 - ・コミュニケーションの維持、推進をはかる。
 - ⑤ ホームページの管理
 - ・ページの新設、変更、掲載内容の更新は、執行委員会の承認を得ること。
- (5) 会報発行の手順
原稿依頼 → 締切 → 編集 → 確認（内容、校正） → 印刷 → 配布
- (6) 配布について
 - ① 定期刊行は、桜ヶ丘ハイツ連絡所の配布システムに乗せる。
 - ② 臨時刊行は、役員連絡網を使う。

第7条（環境）

執行委員会の環境部を担当し、主として規約第4条（目的）及び第5条（活動）(1)(2)の実現のためにあらゆる活動を行う。

（1）緑化と美化の推進

- ・公園、街路等の公的区域の樹木、植栽の生育状況の管理監督。
- ・緑化推進のための立案、企画を行い、その啓蒙をはかる。
- ・『花いっぱい運動』、公園等の清掃についての計画、実施。
- ・環境美化の会及びロードサポーターとの円滑な関係の維持

（2）ゴミ、廃棄物の円滑な処理

ゴミ処理が円滑に行われるよう、問題点があればその解決をはかる。また、ゴミ収集場の清掃がゆきとどくよう指示・監督する。

（3）近隣環境モラルの向上推進

会員どうし互いに迷惑をかけないような心づかいを持つ素地づくりを推進する。

- ・ワンワン公害………犬の糞の放置、吠え声
- ・近隣騒音公害………ピアノ、エアコン、ステレオ等

（4）地区計画の推進

地区計画の実施にともなう諸問題を検討し、良好な居住環境が形成されるよう取り組んでいく。

（5）巡回の実施

自治会員からの連絡等があった場合、必要に応じて町内巡回を実施する。

第8条（文化）

執行委員会の文化部を担当し、主として規約第4条（目的）及び第5条（活動）(3)(4)の実現のためにあらゆる活動を行う。

（1）文化活動の支援と推進

- ① 文化の香りと知性の高い阜ヶ丘の基盤づくりのために各種文化活動を支援し、また、文化祭への取り組みを通じて文化活動の啓蒙活性化を推進する。
- ② 桜ヶ丘ハイツ各種文化祭実行委員会への支援を行う。
- ③ 桜ヶ丘ハイツ夏祭りの企画・運営・実行を行う。

（2）教育活動の支援と推進

「良きふるさとづくり」の観点から、子供達が育ちゆく「我が街阜ヶ丘」の在り方を中心議題として、PTA・子供会・地区青少年育成推進協議会等の教育団体と連携して、物心両面での教育環境づくりを行う。

（3）自治会行事の企画・立案と推進

自治会行事全般にわたって内容をよく検討し、常に会員個々の意見と希望を尊重し会員相互の親睦・コミュニケーションの増進と、連帯・帰属意識の高揚のためにマンネリに陥らないように工夫し、伝統の中にも新鮮な行事の実現に取り組む。

（4）関係団体との連携

文化・教育活動は可児市教育委員会はもとより、桜ヶ丘ハイツ自治連合会内の関連諸団体との適切なる連携をはかって活動の効果を高めなければならない。

第9条（体育）

執行委員会の体育部を担当し、主として規約第4条（目的）及び第5条（活動）(3)(4)の実現のためにあらゆる活動を行う。

（1）体育活動の支援と推進

- ① 体育指導員、地区推進員と連帯して体育振興・健康増進のための企画・立案実施を行い楽しい街づくりを行う。
- ② 春・秋のスポーツ大会などを実施担当する。
- (2) 教育活動の支援と推進

「良きふるさとづくり」の観点から、子供達が育ちゆく「我が街皐ヶ丘」の在り方を中心課題として、PTA・子供会・地区青少年育成推進協議会等の教育団体と連携して、物心両面での教育環境づくりを行う。
- (3) 自治会行事の企画・立案と推進

自治会行事全般にわたって内容をよく検討し、常に会員個々の意見と希望を尊重し、会員相互の親睦・コミュニケーションの増進と連帯・帰属意識の高揚のためにマンネリに陥らないように工夫し、伝統の中にも新鮮な行事の実現に取り組む。
- (4) 関係団体との連携

体育・教育活動は可児市教育委員会はもとより、桜ヶ丘ハイツ自治連合会内の関連諸団体との適切な連携をはかって活動の効果を高めなければならない。

第10条（防犯）

執行委員会の防犯部を担当し、主として規約第4条（目的）及び第5条（活動）(1)の実現のためのあらゆる活動を行う。

- (1) 住環境としての安全性の維持向上

防犯の知識研究と体制づくりを進め、組織的な活動と会員個々の日常の心構えや習慣化により、大切な生命と財産を守るための活動を行う。
- ① 警察署、桜ヶ丘ハイツ自警団との連携
- (2) 交通対策の推進

交通安全協会に協力して、地域の交通安全対策をする。町内生活道路の安全円滑な交通の妨げとなる路上駐車対策をする。
- (3) 巡回の実施

住民からの連絡や通報があった場合、必要に応じて町内巡回を実施し、異状があれば執行委員会に報告し、必要な処置を執る。
- (4) 防犯設備の維持管理と設置
 - ① 住民からの求めがあり、新設の必要が生じた場合、実地調査を行い、執行委員会に諮ったうえで防犯設備を設置する。
 - ② 防犯設備の異状、破損等の連絡を受けたら、直ちに修繕回復に努めなければならない。そのために必要な処置を執ることができる。
 - ③ 現状から減設等の仕様変更を行う際には、執行委員会の協議を得て必要な措置を講じなければならない。
 - ④ 別に定められた「皐ヶ丘自治会防犯管理規則」に則って防犯灯等の維持管理に努める。

第11条（防災）

執行委員会の防災部を担当し、主として規約第4条（目的）及び第5条（活動）(1)の実現のためのあらゆる活動を行う。

- (1) 住環境としての安全性の維持向上

防災・防火の知識研究と体制づくりを進め、組織的な活動と会員個々の日常の心構えや習慣化により、大切な生命と財産を守るための活動を行う。
- ① 消防署、消防団、桜ヶ丘ハイツ自警団、皐ヶ丘防災士会との連携
- ② 防災訓練の実施

- ③ 消火栓の点検、危険箇所の調査
- ④ 年末夜警等の実施
- (2) 巡回の実施
住民からの連絡や通報があった場合、必要に応じて町内巡回を実施し、異状があれば執行委員会に報告し、必要な処置を執る。

第12条（高齢福祉）

執行委員会の高齢福祉部を担当し、主として規約第4条（目的）及び第5条（活動）（5）の実現のためにあらゆる活動を行う。

- (1)
 - ① 可児市、可児市民生児童委員、可児市社会福祉協議会、桜ヶ丘ハイツ地区社会福祉協議会、可児市東部地域包括支援センターとの連携
 - ② アンケート調査などによる会員の実態調査
 - ③ 役員の任務及び会員の責務について高齢者に配慮した改善策の提案
- (2) 地域見守り互助の促進
 - ① 可児市民生児童委員との懇談会の開催及び情報共有
 - ② 高齢者にかかる諸問題について、各班長との情報共有
 - ④ その他、地域見守り互助推進のための施策の検討
- (3) 防災・防犯活動における高齢者への配慮要請
- (4) 高齢福祉にかかる諸事業への参加促進

第4章 班長の任務と役割

第13条（班長）

班長は個々の会員と接触する機会が最も多く、班長の活動が如何が本会運営の動向を左右すると言っても過言ではない。会員本位の活動を行うために班を代表し、本会の運営の基盤を支える役割の的確なる遂行を通じて、本会の発展に貢献するものとする。

- (1) 役員会への参画
班を代表して役員会に出席し、班の意見を役員会に反映させる。
- (2) 班内のまとめ
班の意見をよく聴取し、班固有の問題を把握し、役員会との連携によって問題解決に貢献する。
- (3) 班内コミュニケーションの推進
会員に最も近い立場から班内コミュニケーションの推進を行う。
- (4) 行事への参画
行事に割り当てられた役割を担当し行事を盛り上げる。
- (5) 事務手続きの実施
 - ① 入会手続き
規約・入会案内を配布し、入会届の提出・入会金と会費の徴収・納入を行う。
 - ② 会費の徴収
新年度の春に1年分を徴収し納入する。
 - ③ 配布と回覧
自治会資料の配布や回覧を行う。
市連絡所から半月毎に渡される各種行政機関からの資料の回覧と配布を行う。

(6) 班内弔事の支援

香典集め、供物の準備、役員への連絡、葬儀への参列等

第5章 改正

第14条

この細則は、皐ヶ丘自治会規約第19条(4)に基づき定期総会の承認を得て改正することができる。

附 則

この改正細則のうち、第2条、第3条、第7条、第10条及び新設の第5章(第14条)は、平成31年4月1日より施行し、新設の第12条は、2020年4月1日より施行し、第10条、13条は令和6年4月1日より施行する。